

2023年8月

お客さま各位

足立成和信用金庫

## 「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では「当座勘定規定」を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 記

#### 1. 改定となる規定

- 当座勘定規定(一般用)
- 当座勘定規定(専用約束手形用)

#### 2. 改定日

2023年8月16日(水)

#### 3. 改定内容

下記部分に条項②を追加

- 当座勘定規定(一般用)……………第9条(支払の範囲)
- 当座勘定規定(専用約束手形用)……第10条(支払の範囲)

※詳細は別紙をご参照ください。

以上

## 別紙

### ◎当座勘定規定（一般用）新旧対照表

改定前	改定後
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>② 手形、小切手金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>② 提示された手形、小切手は、提示の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手金額の一部支払はしません。</p>

### ◎当座勘定規定（専用約束手形用）

改定前	改定後
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(新設)</p> <p>② 手形、小切手金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>② 提示された手形、小切手は、提示の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手金額の一部支払はしません。</p>